

上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借
入札要領

令和5年7月

盛岡市上下水道局総務課

《目次》

- 1 一般競争入札日時等
- 2 入札参加資格
- 3 入札参加の申込み方法
- 4 入札方法等
- 5 契約の締結
- 6 賃貸料（貸付料）及び光熱費の納入
- 7 別紙 自動販売機設置場所図

1 一般競争入札日時等

- (1) 入札方法 郵便による入札とする。
- (2) 開札日時 令和5年8月3日(木) 午前10時00分
- (3) 入札物件

ア 入札物件一覧

No.	所在地	設置場所	貸付面積(*)	設置台数(台)
1	盛岡市愛宕町6-8 盛岡市上下水道局本庁舎	2階廊下	1.4 m ² 幅1.4m×奥行1m	1台

* 貸付部分のスペースに収納できる自動販売機とし、放熱スペース及び回収ボックスの設置部分を含む。

イ 賃貸借期間 令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間。

ウ 販売実績

No. 1 令和4年4月から令和5年3月まで 4,846本

令和3年4月から令和4年3月まで 5,256本

令和2年4月から令和3年3月まで 5,145本

※R4.4月392本、5月490本、6月420本、7月461本、8月530本、9月368本、

10月312本、11月413本、12月401本、R5.1月293本、2月343本、3月423本

職員数 上下水道局本庁舎 182名

※設置場所については別紙を参照

2 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(成年被後見人、被補佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準(平成3年9月30日市長決裁)による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 盛岡市上下水道局が請求した水道料金又は下水道使用料等を滞納していない者であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) 令和4・5年度盛岡市上下水道局物品の買入れ等競争入札参加資格者で、「(大分類) その他-(中分類) 食料品」の資格を有する者であること。

3 入札参加の申込み方法

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

- (1) 提出書類 入札（見積）参加資格確認申請書 1部 ※記載する日付は提出日とすること。
- (2) 入札参加申込み手続
 - ア 申込方法 郵送による提出とし、一般書留又は簡易書留に限る。
 - イ 受付期限 令和5年8月1日（火）（当該書類が受付期限までに盛岡市上下水道局総務課に書類が到達したものに限る。）。
 - ウ 受付場所 盛岡市上下水道局総務課
(〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎2階)
- (3) 現地説明 行わない。

4 入札方法等

- (1) 入札参加者 入札に参加できる方は、入札（見積）参加資格確認申請書に記載した本人又は代理人。
- (2) 入札保証金 免除（盛岡市財務規則第105条第1号又は第2号に該当する場合）
- (3) 入札金額の記載
 - ア 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた年額（1年間分）の貸付料を記載すること。
 - イ 入札回数は、2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行するものとする。
- (4) 入札方法

郵便による提出とする。

一般書留又は簡易書留により、1(2)で指定した開札日の前日までに盛岡市上下水道局総務課に到達するよう郵送すること。

また、封書は二重封筒とし、入札書を内封筒に封緘の上、当該内封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

 - ア 「上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借」
※内封筒のみ
 - イ 開札日 令和5年8月3日※内封筒のみ
 - ウ 商号又は名称（契約権限を支店等に委任している場合は商号のほか支店等名）
 - エ 代表者職氏名（契約権限を支店等に委任している場合は支店長等名）
※記載にあたっては、盛岡市郵便入札の手引きを参照すること。
※電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (5) 落札者の決定

- ア 落札は、貸付予定価格以上の入札のうち、最高の価格を提示した入札者を落札者として決定する。
 - イ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上のときは、くじにより落札者を決定する。
- (6) **入札の無効** 次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 同一事項の入札について同一人が同時に2通以上提出した入札
 - ク 入札（見積）参加資格確認申請書を期限内に提出しない者のした入札
 - ケ 3(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
 - コ その他入札条件に違反した入札

5 契約の締結

- (1) 落札者には、入札終了後、賃貸借契約に必要な書類を郵送する。
- (2) 落札決定日の翌日から起算して7日以内に、賃貸借契約を締結する。

6 貸付料（賃貸料）及び光熱費の納入

- (1) 入札により決定した金額に、消費税及び地方消費税を加えた金額が年間貸付料となる。
なお、貸付料には設置費用及び光熱費は含まない。
- (2) 年間貸付料の納付は、盛岡市上下水道局が指定する期限までに、納入通知書により支払いすること。
- (3) 光熱費については、落札者において計量機器（子メーター）を設置し、実費相当分を盛岡市上下水道局が指定する期限までに全額納入すること。

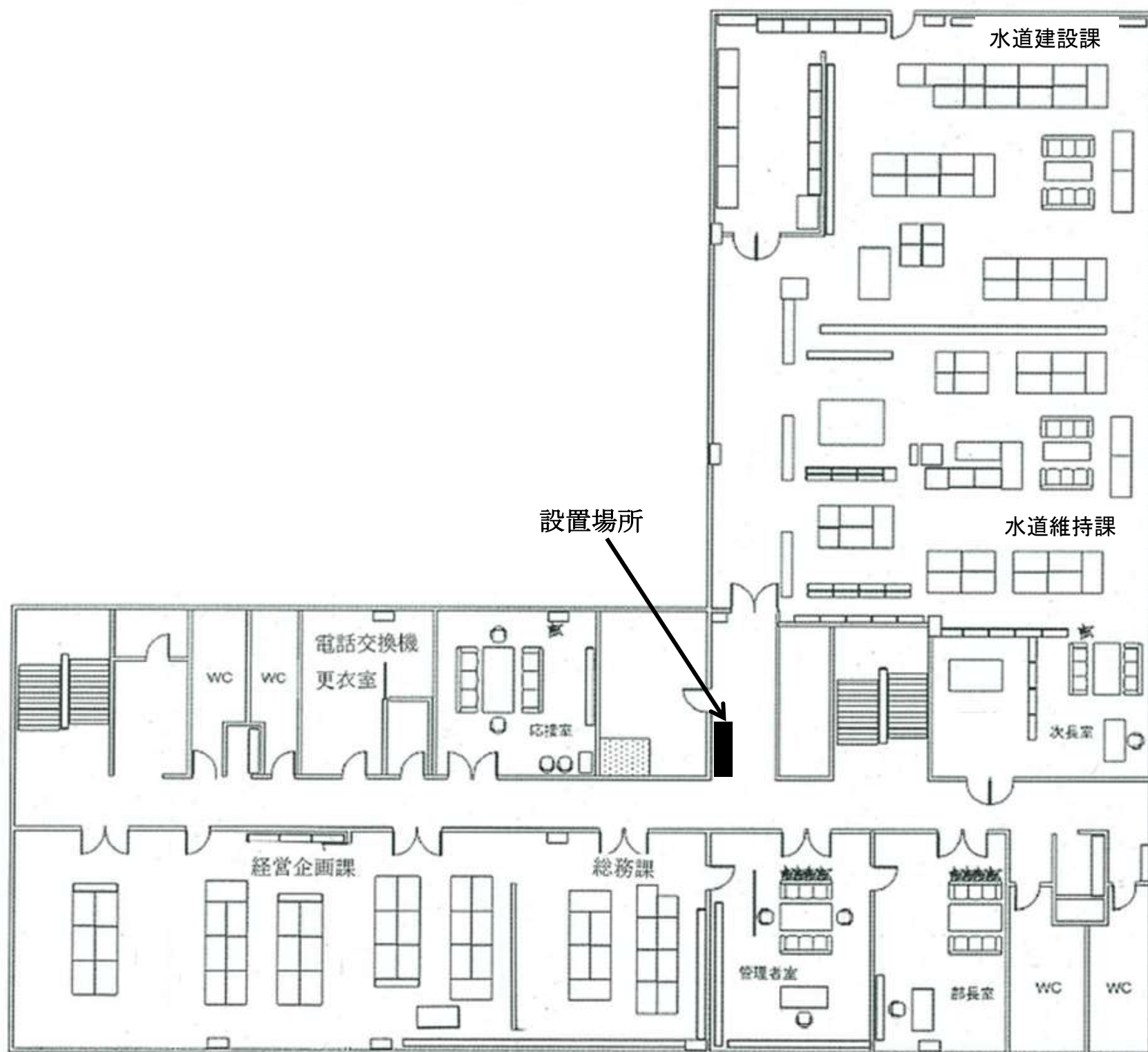
7 別紙 自動販売機設置場所図

別紙

自動販売機設置場所図

所在地：盛岡市愛宕町6-8

設置場所：盛岡市上下水道局本庁舎2階



仕様書

1 設置条件

(1) 環境対策

自動販売機の機種はノンフロン対応、ヒートポンプ式、ピークカット機能等を採用した機器を設置し、環境負荷及び消費電力の低減を行うこと。

(2) 安全対策

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じ、転倒防止に十分配慮すること。

(3) 防犯対策

「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 衛生管理

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(日本自動販売機工業会、日本自動販売協会)等を遵守し、商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(5) 使用済み容器の回収

使用済み容器回収ボックスを貸付物件内に設置し、自動販売機周辺の美化に努めること。また、使用済み容器は分別回収及びリサイクルを行うとともに、使用済み容器回収ボックスからあふれ出さないように定期的に回収すること。

なお、回収ボックスに収納された使用済み容器は自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

(6) 売上状況の報告

設置した自動販売機の売上状況について、毎月の売上本数、売上金額を集計し盛岡市上下水道局に報告すること(様式任意)。また、同一の事業者が複数の自動販売機を設置する際は、自動販売機1台ごとに集計すること。

2 規格等

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。また、災害発生時に自動販売機内から商品を取り出すことができる機種とし、災害発生時に盛岡市上下水道局が必要と判断した場合には、商品が無償で提供すること。

(2) 販売品目

清涼飲料水等の飲料とする。それぞれ次の点に留意すること。

ア 清涼飲料水等の飲料

酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む)、たばこ、ミネラルウォーターの販売を行わないこと。また、販売する飲料容器は缶、ビン、ペットボトルまたは紙パック

等の密閉式の容器とすること。

イ その他

アで販売する品目について盛岡市上下水道局本庁舎内に設置されている他の自動販売機の状況を勘案し、品目に重複がないように努めること。

(3) 販売価格

販売価格を標準小売価格から20円以上値引きすること。

(4) 商品等の管理

賞味期限の管理を徹底するとともに、商品補充、金銭管理を適切に行うこと。

(5) 連絡先の明示

故障時等の連絡先を自動販売機に明示し、問い合わせ等に対し迅速に対応すること。

(6) 必要経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理及び原状回復にかかる一切の費用について、設置事業者の負担で行うこと。また、光熱費については、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、実費相当分を盛岡市上下水道局が指定する期限までに全額納入すること。

(7) 使用済み容器回収ボックスの規格

プラスチック製または金属製とし、使用済み容器があふれることのないよう、十分な収容容積を持つものとする。

公正な職務の執行に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 発注者と受注者は、この契約の履行にあたり、盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、市民の利益の保護を図るため、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保しなければならない。

(通報対象事実)

第2 通報対象事実とは、受注者の役員、従業員その他の関係者（以下「役職員」という。）の契約事務等に係る職務の執行に関する事実で、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるものをいう。

(公益通報)

第3 公益通報とは、受注者の役職員が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除くものとする。

(通報対象事実に係る措置)

第4 受注者は、契約の履行にあたり、通報対象事実があったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、当該事実の中止その他是正のために必要な措置を講じなければならない。

(調査の協力)

第5 受注者及び受注者の役職員は、通報対象事実に関し、発注者、盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 受注者及び受注者の役職員は、調査に協力した際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第6 受注者は、契約の履行にあたり、受注者の役職員に対し、条例に基づく公益通報をしたこと、又は通報対象事実に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 受注者は、前項の理由により不利益な取扱いがあったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、その不利益を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第7 発注者は、受注者が正当な理由なく第4又は第6の措置を講じないと発注者が認めたときは、その旨を公表することができるものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が第4又は第6の勧告に正当な理由なく従わないとき又は第5の調査に正当な理由なく協力しないときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 契約の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。